

(別紙)

## 漁業取締船、調査船の業務について

長崎県では、本県海域の密漁を防止する「**高速漁業取締船**」及び海洋観測や資源調査などを行う「**調査船**」が配備されています。

### ○ **高速漁業取締船** 5隻配備、大きさ:77～99トン、乗組員数:1隻あたり8名

漁業取締船の船員は、船舶の運行のほか、漁業法、刑事訴訟法に基づく漁業監督吏員及び司法警察員として、主に下記の業務を行います。

- 本県海域のパトロールによる密漁の防止
  - 違反操業が疑われる漁船の立入検査や適正操業の指導など
- ※ いずれも、海上保安部や警察等の取締関係機関と連携しながら行います。

### ○ **調査船**

調査船は総合水産試験場に1隻配備され、船員は、船舶の運航のほか、研究員と一緒に主に下記の業務に従事します。

「鶴丸」 大きさ:99トン 乗組員数:10名

- 海洋観測や資源調査、漁場開発調査など

漁業取締船について(長崎県ホームページにリンク)

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/07/1721279648.pdf>

調査船について(長崎県ホームページにリンク)

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/suisan-shiken-suishi-shisetsu/suisan-shiken-suishi-shisetsu-cyousasen-tsurumaru/>